

脱炭素社会実現に向けたまちづくり支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 脱炭素社会実現に向けたまちづくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、地方における脱炭素社会の実現や地域内経済循環による地域活性化を図るにあたり、再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するため、産学官連携による脱炭素社会構築に向けたまちづくりプロジェクトの設立、運営を支援することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領における再生可能エネルギーとは、別表1に定める新エネルギー及び未利用エネルギーをいう。

(補助対象者、補助対象事業等)

第4条 知事は、別表第2に掲げる者（補助対象者）に対し、第1条の目的を達成するため、産学官連携による体制の構築、計画策定、普及啓発、可能性調査及び実証試験等（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費の範囲は別表3のとおりとする。ただし、補助事業において、国等から他の補助金を受ける場合は、当該補助金に特段の定めのない限り、その額を差し引いた残額を補助対象経費とする。

3 補助金の額は別表4のとおりとし、1千円に満たない端数は切捨てるものとする。

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ事業計画書（様式第1号）を事業開始が見込まれる日までに知事に提出しなければならない。

(計画の承認)

第6条 知事は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果を総合的に判断して計画の承認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による承認にあたっては、必要に応じて条件を付し、又は

計画に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

- 3 知事は、計画の承認をしたときには、その内容を申請者に通知するものとする。
- 4 知事が当該計画を審査するために必要な事項は別に定める。

(計画書の取り下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容に不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による計画書の取り下げがあったときは、当該計画に係る承認はなかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者(第6条による計画の承認通知を受けた者に限る。以下「補助申請者」という。)は、交付申請書(様式第2号)を事業開始前までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助申請者は、前項の規定による補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第9条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書きにより補助金を受けようとする場合は、第8条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書(様式第2号別紙1)を添付するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度の3月末日までに事業を完了しなければならない。
- 4 前項に規定する事業の完了とは、補助事業の内容の完了かつ支払いの完了とする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定指令書により、補助金交付決定者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 暴力団排除要綱別表に掲げるいずれかに該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 知事は、第1項の規定による交付決定にあたっては、第8条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについてはこれを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第8条第2項のただし書きにより交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請手続)

第12条 補助事業者は、第10条に規定する交付決定後、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第3号)をあらかじめ関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、次に掲げる事項に該当する軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではない事業の実施内容の細部の変更

(2) 補助金事業の補助対象経費の30パーセント未満の変更

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて、変更交付決定指令書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止・廃止申請手続)

第13条 補助事業者は、第10条に規定する交付決定後、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(補助事業の遂行状況報告等)

第14条 規則第10条の規定により補助事業の遂行状況を報告しようとする補助事業者は、交付決定に係る年度の12月31日現在において、様式第5号による遂行状況報告書を1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、遂行状況報告書の提出までに、第16条の実績報告書を提出している場合はこの限りでない。

(補助事業遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、第9条第3項及び第4項に規定する補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了の日から15日以内に実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項による実績報告をするにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容(第12条による変更交付決定の内容を含む)及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者について通知するものとする。

(補助金の支払い)

第18条 知事は、第17条により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の

全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(成果の調査)

第22条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、成果に関する検証を行い、又は補助事業者に成果を公表させることができる。

(その他)

第23条 規則及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年9月1日から適用する。

別表 1

要領で対象とする「新エネルギー」	
1	太陽光発電
2	太陽熱利用
3	風力発電
4	バイオマス発電（バイオマス由来の廃棄物発電を含む）
5	バイオマス熱利用（バイオマス由来の廃棄物熱利用を含む）
6	中小水力発電（未利用水力を利用する 1,000kW以下のもの）

要領で対象とする「未利用エネルギー」	
1	温度差エネルギー（海水、河川水、下水、中水などの水温と外気温との差を利用）
2	廃棄物エネルギー（ごみ等の廃棄物を燃やす際に発生する排熱を利用）
3	排熱エネルギー（工場、発電所、地下街などから排出される排熱を利用）
4	温泉エネルギー（未利用温泉水又は温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源として利用）

別表 2

補助事業の主体となる団体（補助対象者）
<p>(1) 市町 三重県内の29市町及び地方自治法を根拠とする一部事務組合等</p>
<p>(2) 地縁団体 自治会、町内会などの居住地域を対象とした組織で、事業の運営管理、収支管理等、十分な事業遂行能力を有し、本事業の責任者が明確になっている組織をいう。</p>
<p>(3) 地域協議会 市民、NPO、民間事業者、大学又は行政等で構成される協議会であつて、事務局又は本事業の責任者が明確になっている組織をいう。ただし、行政が実施主体となる事業は対象外とする。</p>
<p>(4) 団体 特定非営利活動法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、商工会等の経済団体又は法人格を有しない非営利団体をいう。</p>
<p>(5) 民間事業者 法人格を有し、地域と連携又は協働による創エネ、蓄エネ、省エネの取組等を通じて、エネルギーの地産地消、産業振興、観光振興、防災対策など特色あるまちづくりや地域づくりを促進する事業を実施する者をいう。</p>

※ 個人並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団の実質支配の下にある者は補助対象者としなない。

別表 3

補助対象経費内容
補助対象者が実施する補助目的を達成するための以下の費用 ①再生可能エネルギー等に係る計画策定に要する費用 ②再生可能エネルギー等に係る事業実現可能性調査や実証試験に要する費用 ③再生可能エネルギーの導入促進に向けた普及啓発に要する費用 (例) 外注費 (資料作成、調査等の委託)、有識者に対する報償費及び旅費、会場使用料・賃借料、消耗品 (材料費、資料代等)、印刷・製本費等

- ※ 1 国等から他の補助金を受ける場合は、当該補助金に特段の定めのない限り、その額を差し引いた残額を補助対象経費とする。
- ※ 2 以下の①から⑤の経費については、補助対象外とする。
- ①団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
 - ②用地の取得に要する経費及び補償に係る経費
 - ③損失補填的な経費
 - ④既存設備の撤去に係る経費
 - ⑤その他不相当と認められる経費

別表 4

補助金の額
別表 3 に係る経費の 2 分の 1 以内で、上限を 2 0 0 万円とする。

※ 千円未満は、切捨てとする。